

建設事業主の方へ

建設教育訓練助成金のご案内

(公社)鹿児島県労働基準協会

建設業界で働く人々にとって建設機械・クレーン等の運転資格は必要不可欠なものです。
建設事業主は講習料等の経費的な面で負担となっていますが、国の制度である「建設教育訓練助成金」を活用することにより経費の負担が軽減されます。

助成対象事業主

対象者

雇用保険加入者

雇用保険料率が1,000分の16.5の中小建設事業主〔28業種〕

土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業

支給要件

助成額

- ① 受講料を事業主が負担していること。
- ② 講習期間中、賃金を支払っていること。

受講料(消費税を除く)の70% 及び 賃金の一部
(日額上限7,000円×1日あたり3時間以上の受講日数)

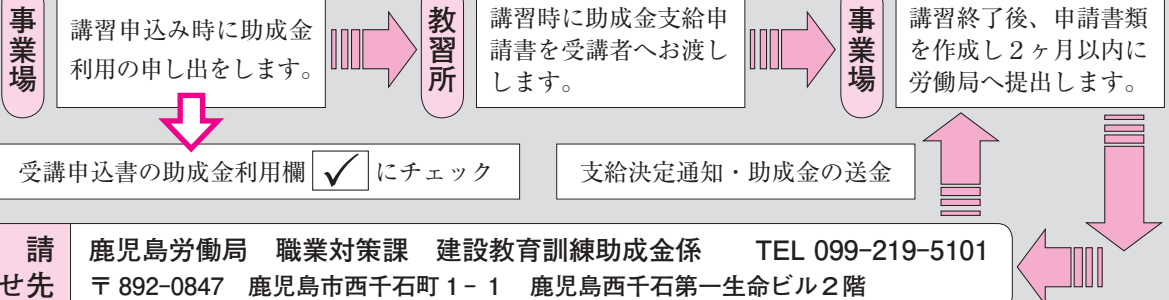
助成対象となる技能講習等

- 1 車両系建設機械(整地等)運転技能講習
- 2 小型移動式クレーン運転技能講習
- 3 玉掛け技能講習
- 4 床上操作式クレーン運転技能講習
- 5 高所作業車運転技能講習
- 6 不整地運搬車運転技能講習
- 7 ガス溶接技能講習
- 8 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- 9 移動式クレーン運転実技教習
- 10 車両系(解体用)運転技能講習
- 11 建築物等の鉄骨の組立等作業主任者技能講習
- 12 車両系(解体用)運転技能特例講習(第1種・第2種・第3種)

助成対象となる特別教育

- 1 ローラー運転業務の特別教育
- 2 小型車両系建設機械(整地等)運転業務の特別教育
- 3 クレーン運転業務の特別教育
- 4 巻上げ機の運転業務の特別教育
- 5 アーク溶接等の業務の特別教育
- 6 低圧電気取扱業務の特別教育

手続きの流れ



建設教育訓練助成金支給申請チェック

講習終了後、2ヶ月以内の提出期限は、厳守願います。

提出書類			
1	建設教育訓練助成金支給申請書	9	労働保険確定保険料算定基礎賃金集計表(写)
2	受講者名簿及び助成金支給請求内訳書	10	労働保険料概算・確定保険料申告書又は労働保険料納入通知書(写)
3	技能実習委託契約書(写)	11	年間所定労働日数が確認できる書類として、当該年度の「年間労働カレンダー」
4	講習委託費の支払いが確認できる書類(写)		
5	技能実習カリキュラム	12	受講者の受講期間中の賃金台帳(写)
6	支給要件確認申立書	13	受講者の受講期間中の出勤簿(写)
7	修了証(写)	14	労働保険料納付書又は領収証〔雇用保険分〕(写)
8	受講者の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」	15	建設許可証(写)

※提出書類のうち、1, 2, 3, 4, 5, 6, 11は、講習所でお渡しする書類です。

(注意) この助成金の案内は、平成26年2月現在の内容です。変更になる場合がありますので、ご了承ください。